

第13次平城宮発掘調査出土の木簡

歴 史 研 究 室

木簡出土の地点と状況

昭和38年度第13次平城宮発掘調査において2ヶ所の土壙SK870・SK820から木簡が発見された。平城宮の発掘調査で木簡が検出されたのは、今回が3度目である。すなわち、昭和36年1月に6ABO区SK219土壙から41点出土したのが最初で（その詳細は「平城宮発掘調査報告Ⅱ」頁50以下に報告した。以下「平城宮報告Ⅱ」と略記する）第2回は、昭和36年9月6ABO区SE311-B井戸から2点が検出されている（これについては、「奈良国立文化財研究所年報1961」に簡述した）。しかし今回発見された木簡は、総計約1,900点をかぞえ、内容的にも豊富なものを持み、質量とともに前2回を圧倒する発見であった。平城宮の木簡にかける期待は今後ますます大きくなつたといえよう。

SK870土壙は、第2次内裏の内郭築地回廊東北隅から北約40mにあたり、内裏の外郭内に位置する。この土壙から41点の木簡が出土した。現地表から比較的浅い土壙であるため、遺物の残存状況は良好ではなかつた。出土木簡には紀年銘がなく、土壙の埋没年時は明瞭ではない。但し「左衛士府」と記された筒があるから、左勇士衛と官名を改めた天平宝字2年8月から天平宝字8年9月の間ではあり得ない。

SK820土壙はSK870の東約28mのところにあり、第2次内裏の外郭内にあつて、外郭東面築地より約36m西にあたる。遺物の出土状態からみて、一時期のごみ棄穴であり、その埋没年代は年号の記載のあるものの約8割が天平17年4月から19年8月の3ヶ年にわたっていながら、天平19年8月をあまりへだらなかつたと推定できる。出土木簡の総点数は1869点である。

昨年10月公刊した「平城宮第13次発掘調査出土木簡概報」には約1,600点としたが、確認総数がこの概数を大幅にうわまわつたのは、その後の木質遺物整理の際に発見された断簡、零墨類のものが、かなりの数にのぼるためである。

二、木簡の形態分類

「平城宮報告Ⅱ」で示したSK219出土木簡の型式分類に、今回出土したものの形態を加えて、左にあらためて、現在までの木簡の形態分類をかゝげると、つぎの13型式になる。

6011型式、短冊形のもの、「平城宮報告Ⅱ」601型式にあたる。
6021型式、小形短形のもの。
6022型式、小型短形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式、長方形の材の両端左右に切り込みをいたるもの。「平城宮報告II」603型式。

6032型式、長方形の材の一端の左右に切り込みをいたるもの。「平城宮報告II」604型式。

6033型式、長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らしたもの。

6039型式、長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

6051型式、長方形の材の一端を尖らしたもの。「平城宮報告II」605型式。

6059型式、長方形の材の一端が尖つて、他端の形態が不明のもの。

6061型式、用途の明瞭な木製品に墨書きのあるもの。

6065型式、ある種の用途をもつと推定される木製品に墨書きのあるもので、その用途が判然としないもの。

6081型式、折損、腐蝕その他によつて原形の判明しないもの。「平城宮報告II」608型式。

6091型式、削り屑、「平城宮報告II」609型式。

三、木筒の形状と内容

SK870 田土木筒

木筒の遺存状況はわるく、総点数41点のうち、完形もしくはそれにちかい形をとどめているものは、つぎの3点である。

「左衛士府」(6051型式)、「刑マ石次□□」(6011型式)、「紫菜」(6033型式)

あとは、断筒ないし零墨類であるが、そのなかには、「…」^x「石六斗三石七斗五石二石…」^xのように穀類(?)を計上しているもの、「建益人」「波多部國□」「他田床足」など人名を記載しているものが。ある。人名記載の筒がどのような性格のものか判然としないが、えて臆測するならさきの「左衛士府」の筒と関連づけて、衛士の姓名を書き上げたものではないかともおもわれる。

SK820 田土木筒



第1図 「紫菜」「左衛士府」「左衛士府」「田土木筒」

形状 さきにのべた型式に分類すると、圧倒的に多いのは6091型式(削り屑)で975点(52%)、ついで多いのが残筒零墨で原形不明のもみ(6081型式)が644点(34%)、この2種で全体の実に86%強をしめる。さらに、これをのぞく250点(14%)についてみると、このなかには上半もしくは下半が欠失してい、原形が完全に確認できないものが65点あるから(6039型式、6059型式)、結局これをのぞく185点(全

体の1割弱)が完形もしくはそれにもかい形狀をとどめているのである。

内容

記載内容は大別して〔I〕(i)往復文書、(ii)伝票、帳簿類、〔II〕荷札、

付札類、〔III〕習書、樂書類の3種になる。

〔I〕(i)

これには官司の差出す公文書と個人の解啓状がふくまれる。前者の例としては、図書寮解(断簡)、勅旨紙を打つために三野部石

嶋等を召喚している某司符(差出官司は第四等官が属と記されているから職・寮の官司であり、内容上紙に関係したものであるから、さらに限定して、この差出官司は図書寮であるかもしない)、某府移(上半欠)、某府(兵衛府カ)移(充所出雲國司、削屑)、某牒2点、某郡司解、某解(充所川口關務所)などがあり、文書形式は省略されているが、召喚状とでもいべきものが兵衛府、某寮各1点づゝある。このほか官司名の記載のあるものを一括してあげると、中務、民部、宮内の3省が各1点、大膳職が4点、木工寮、内膳司、造酒司が各1点ずつある。民部省をのぞいてこれらの官司がいずれも、中務、民部、宮内



第2図

ある。さらにさきにあげた文書の差出官司についてみ

ると、兵衛府のものが数点見出されることも無視できない。実は兵衛府に関係したものは、右のもの以外に、内裏(「西宮」)の南門、角門、東一、二、三門、北門、北府などの守衛に兵衛を割当てるための札と考えられるものが断簡類あわせて55点の多くが発見されているのである。それはたとえば左のような記載内容をもつ、

「日下マ、鴨西宮南門茨田下角奈林茨田合五人」

これは某月某日昼あるいは夜の西宮南門および角門の守衛は日下部以下5人の兵衛があたる。合点のついている茨田は、下を下番と解するが、なんらかの事情で番を下ることになつたものであろう。(口絵)



第3図 SK820土塹

備前國赤坂郡周匝鄉調塙一斗

備前國赤坂郡周匝鄉調塙一斗
天平十七年十月廿日

周防國大嶋郡美敷郷凡海阿耶男御前傳二十

第

周防國大嶋郡美敷郷凡海阿耶男御前傳二十

5

ほか、真瀬女・子刀自・五十上女・春日女・子奈女・玉敷女・大津女などの女姓名（采女？）、奈良王・管原王・玉手王・川勢王などの王名がみとめられる。なお、木簡所載の人名で中務少丞池田足繼は正史に載せられており、続日本紀天平宝字元年5月条に從五位下に叙せられていたのを初見に、天平宝字7年4月左少弁に任せられるまで5回みえている。

〔II〕 付札類には、調・貲・中男作物・白米・麦などの地方貢進物につけられた荷札と宮内で保管整理用につけた札の2様がある。

前者について現在確認できる総点数は163点である。内訳は調が67点、貯が50点、中男作物が8点、白米・麦が10点で、そのいずれに属するか不明であるが地方貢進物の荷札と推定できるものが29点かぞえられる。税の種類によつてそれぞれに記載様式が認められ、調についでは、賦役令第2条（調皆隨近條）の規定により、国郡里戸主姓名、貢進者姓名、貢進物、数量、年月日が記される。但し戸主姓名、国名などの省略されることがまゝあるが、これは簡におさめられる文字数に限界があることからくる略記である場合、同一貢進者の荷物が2個

以上になつた際に一方を省略して書く場合などの略法である。正倉院現存の古裂銘文でも戸主姓名の略されているものが数点認められるとも参考にすべきであろう。

貢進物の数量についてみると、正丁1人相当量のものと、その $\frac{1}{3}$ にあたるものがある。 $\frac{1}{3}$ は次丁・中男の輸量ではないから別的事情が考慮される必要があり、たまたま今回の木簡に、同年度同一人貢進の調札が3枚あることから推して、 $\frac{1}{3}$ 量は正丁1人分の調を3個の荷にわけて包装し、それぞれに札を付けたためと考えられる。天平11年伊豆國正税帳には、調兜堅魚を買得する際の単価を正丁1人輸量の $\frac{1}{3}$ にあたる11斤10両（ $\frac{1}{3}$ 稱10束）で表わしているが、こゝにもたまたま正丁1人の調を3箇の荷につくる当時の慣行が示されている。

さらに郷里名に関しては倭名録にみあたらないものが数点あるし、郷里併記の簡で年時の明らかなものは、神龜4年から天平元年までの間に限られる。貢進物は塩が多く、ほか波奈佐久（？）、堅魚、兜堅魚、鰯、耽羅鰯、海松、鉛、綿などであり、海產物は全国各地から、鐵は備前・備中・備後から、綿は西海道6ヶ国からそれぞれ貢上され

ている。綿はいずれも4両1屯包で100屯との荷につけられており、貢進主体は郡である。筑紫の綿は万葉集にもこれを賞したものがあり（336）、正史にも太宰府から綿を貢上させた資料が多い。貢進年時は、ほかの地方貢進物の大多数が天平17年から天平19年までのものであるのに対し、養老2年から天平3年までと一時期さかのぼる。これにかかし、郡が府庫に納めた年時を示すものであるから、京庫にはいつた年時は判明しないが、天平19年を下ることがないとして、天平14年正月から17年6月におよぶ太宰府廃止の時期が何らかそれに関係があるようにおもわれる。府の廃止により府庫物は筑前国司に付託することになつたが、その一部が京庫に運進されるようなことがあつたのではなかろうか。

綿とともに貢進者個人名が明記されず、郡郷単位に貢進されているものに鐵がある。賦役令の規定では正丁1人3口となつてゐるが、荷札は、10口ごとにつけられ、備中賀夜郡大井郷からのものと推定される「大井鐵十口」と略記された札もある。

以上調物についてみると、綿をのぞいてはいずれも賦役令第1条規定の調雜物としてあげられているものにあたる。

なお、尾張国智多郡の調鹽札には年月日の下に郷長の署名のあるも

のが一点存することを付記しておく。

つぎに贊札であるが、断簡類をあわせた総点数50点のうち、36点が参河国播豆郡猿嶋・桟嶋（佐久嶋）からのものである。いずれも年時はしめされていないが、閏9月のものがあり、ほかの簡札の年時が天平17年から19年に集中していることを併せ考へるなら、天平18年もしくはそれに近い年時のものと断定してよいであろう。貢進物は大半が佐米でほかに赤魚、宇波加が各1点づゝある。貢進月は赤魚の正月をのぞいては5・6・7・8月に集中しており、これはおそらく佐米の漁獲時期を示すのであろうが、なかでも5・7両月が多いのは、節月貢上という事情があるとおもわれる。両嶋の海部は所謂贊人であり、中世伊勢神宮領となつたこれらの嶋々は、奈良時代には皇室所領として贊貢進を命じられていたものであろう。贊貢進はほかに武藏が4点、常陸が2点をかぞえ、東海道に多くみられる点も注意しておいてよいことであろう。貢進物は若海藻が多く、そのほか鰐・水母・多比鮓などである。

中男作物は參河、遠江（2点）、越中、伯耆、美作、伊予の6ヶ国から郡あるいは郷単位に出されている。貢進物は、小擬、堅魚、鯖、鮭などである。



第 6 國
越中國羽咋郡中男作物鱈鹽札

白米については、貢進者個人名が明記されているものと、個人名が記されず国郡郷で記載の完結しているものの2様がある。いずれも5斗ごとの荷につけられたものである。白米は、2月9日の日付をもつものがあり、正月から8月の間に貢上する春米の運京時期に合致すること（田令春米運京条）、また貢進国が阿波をのぞいては延喜民部式所載の春米貢進国に一致することから、春米と推定して誤りなかろう。

麦は単に「進上」とあるのと「官交易」とされているのと2種あるが、後者については、天平9年和泉監正税帳の「納民部省年料交易麦肆斛大麦一斛直稻捌拾束_{廿束}」とあるのが併せ参照される。

以上地方貢進物の荷札について大要を記したが、右にあげたものが数点あることを付記しておく。

ほかにも国郡郷名を略記したもので、諸国からの荷札と推定できるものが数点あることを付記しておく。

つぎに宮内の保管整理用の付札についてあるが、折横、長横、籠、火爐などの器物類につけたもの、御取鮑、生蠣、鮒、麻須、鳴香などつけた小形のもの、このほか織物につけた小片の付札が26点あり、

〔III〕 この類は今回出土の簡ではもつとも多数を占める。総点数の半数をしめる削り屑の内容はほとんどがこれに属する。同じ文字を書ききらねたもの、同じ偏のものを書きあげたもの、何回も削りとつて2重3重に習書したものもある。習書の手本となつたとおもわれる「文選卷第」¹と記した簡、字類をみて書き出したと推定される「羊蹄」「鴨頭草」など草名のみえる簡、「莫嫗說書云々」と說書をおこなつたことを認めめた文言のみえるものもある。「滑稽權大」「腸斷惜風景於也」の字句や筆のすさびに書いた人物絵や鳥の絵もおもしろい。「意夜志已々呂曾」、「津玖余々美宇我礼」など万葉仮名を記した簡もあり、国語史上貴重な資料とおもわれる。

(狩野 久)



図 8 第 7 図
阿波國板野郡井隈戸主波多マ足人戸
秦人豊日白米五斗